

(お知らせ) 本手引きは平成 29 年度に改正しました。変更点は赤字となっています。申告書作成にあたっては、変更点に留意いただきますようお願いいたします。なお、平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用します。

(主な変更点) 介護保険法による保険収入に関する明細書(付表 2)を追加(P 4)等

詳細については、県税のホームページ中「その他の様式ダウンロード」

(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/b07/life/zeikin/zeikin/dlyoshiki.html>) に掲載している同名の手引をご覧ください。

医療法人等に係る所得金額の計算書 記載の手引

(平成 29 年改正)

医療法人等が確定申告書を提出する場合、次の書類を添付してください。

(1) 医療法人等に係る所得金額の計算書(別表 1)

※介護保険法による保険収入がある場合は、

「介護保険法による保険収入に関する明細書(付表 2)」も添付してください。

(2) 所得金額に関する計算書(第 6 号様式別表 5)

(3) 所得の金額の計算に関する明細書(法人税法施行規則別表 4)の写し

(4) 貸借対照表及び損益計算書

(5) その他必要と認められるもの

(減価償却費の内訳書、雑収入・雑損失の内訳書、消費税申告書など)

1 この計算書の用途等

①医療法人（公益法人及び人格のない社団等で医療保険業を行うものを含む。）又は②医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会（以下、①、②を「医療法人等」と言う。）が、法人事業税の確定申告及びこれに係る修正申告書を提出する場合に、この計算書を添付してください。

ただし、次の法人は添付を要しません。

○ 主たる病院・診療所等が他の都道府県にある医療法人等

○ 法人税の申告において租税特別措置法第 67 条第 1 項の規定（社会保険診療報酬の所得の計算の特例）の適用を受ける医療法人は、「所得金額に関する計算書（第 6 号様式別表 5）」の備考欄に「特例適用法人」と記載し、法人税の明細書別表 10(6)を添えて提出してください。

2 「医療法人等に係る所得金額の計算書（本表）」の記載の仕方

「総所得金額①」欄	<p>「所得金額に関する計算書（第 6 号様式別表 5）」の「再仮計」の欄の金額を記載してください。</p> <p>なお、当該金額が欠損である場合は、▲印を付して記載してください。</p>
「土地等の譲渡所得②」欄	<p>総所得金額の計算上、益金又は損金の額として計算した「土地等の譲渡所得」がある場合には、次により「土地等の譲渡所得②」の金額を算定してください。</p> <p>土地等の譲渡所得②＝土地の譲渡収入－（取得費及び譲渡費用）</p> <p>原則として、土地譲渡益又は譲渡損の計算は、租税特別措置法の土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の計算方法に従って計算します。</p> <p>営業権の譲渡、贈与、寄付金、受贈益及び寄贈等の収入がある場合、軽微なものを除き、土地譲渡益等と同様の取扱いをします。</p> <p>なお、法人税法及び租税特別措置法の規定に基づき損金の額に算入した部分の金額（圧縮額等）は、土地譲渡益等の計算上損金に計上します。</p>
「課税基礎所得③」欄	<p>上記「①－②」の金額を記載してください。</p>
「医療保健業の所得金額④」欄	<p>医療保健業とその他の事業を併せて行っている場合で、医療保健業に係る収入金額における経費の額と、その他の事業に係る収入金額における経費の額の区分経理が困難な場合は、課税基礎所得を医療保健業に係る専属収入金額とその他の事業の専属収入により按分して医療保健業の所得金額を算定してください。</p> <p>（注）「専属収入金額」とは、各事業に専属する一切の収入金額を言い、それぞれの事業に共通する収入金額は含まない。</p>

「その他の事業の所得金額⑤」欄		上記「③―④」の金額を記載してください。
所得金額の計算	⑥欄	付表1の(ア)欄の金額を転記してください。
の基礎とする	⑦欄	付表1の(エ)欄の金額を転記してください。
収入金額	⑧欄	付表1の(オ)欄の金額を転記してください。
		<p>医療保健業とその他の事業を併せて行っている場合で、その他の事業が医療保健業と比べて社会通念上独立した事業部門と認められない程度の軽微なもので、医療保健業の附帯事業として行われていると認められる場合には、それぞれの事業ごとに区分計算を行わず、その他の事業の収入金額を医療保健業の総収入金額に含めて当期分の所得金額を算定することもできます。</p> <p>この場合は、その他の事業の収入金額を「計算の基礎とする収入金額の計算書(付表1)」の「その他の事業の収入金額」(ウ)欄に記載してください。</p>
社会保険診療に係る所得金額	⑨欄	<p>「③」欄又は「④」欄の金額に「⑥」欄を「⑦」欄で除して得た按分比(小数点以下は、「⑦」欄の桁数+1桁目を四捨五入)を乗じて得た金額を記載してください。</p> <p>なお、この欄に記載すべき所得金額に、1円未満の端数があるときは、これを切り上げ(欠損金額の場合は切り捨て)てください。</p> <p>また、算定した「⑨」欄の金額は、第6号様式別表5の「社会保険等に係る医療の所得」欄に移記してください。</p> <p>なお、医療保健業とその他の事業を併せて行っている場合で、医療保健業に係る収入金額における経費の額と、その他の事業に係る収入金額における経費の額の区分経理が困難な場合には、次により算定してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「医療保健業の所得金額④」欄の説明により算定した医療保健業の所得金額に、⑥の社会保険診療に係る収入金額を医療保健業の収入金額で除して得た数値を乗じて社会保険診療に係る所得金額を算定してください。 <p>(注) この場合の医療保健業の収入金額は、</p> $\left(\begin{array}{l} \text{医療保健業の収入金額} = \text{医療保健業の専属収入金額} + \text{共通収入金額} \\ \text{医療保健業の専属収入金額} \\ \times \frac{\text{医療保健業の専属収入金額}}{\text{医療保健業の専属収入金額} + \text{その他の事業の専属収入金額}} \end{array} \right)$ <p>により算定してください。</p> <p>(注) 「専属収入金額」とは、各事業に専属する一切の収入金額を言い、それぞれの事業に共通する収入金額は含まない。</p>

課税所得金額の計算	⑩ 欄	上記「①—⑨」の金額を記載してください。
	⑪ 欄	繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額を記載してください（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の当期控除額を含みます。）。
	⑫ 欄	上記「⑩—⑪」の金額を記載してください。算定した⑫欄の金額は、第6号様式別表5の「所得金額再差引計」欄に移記してください。

3 「計算の基礎とする収入金額の計算書（付表1）」の記載の仕方

「社会保険診療に係る収入金額」各欄	<p>地方税法第72条の23第3項に掲げる健康保険法等社会保険各法の規定に基づく医療等の給付について収入計上した次の金額を各法律ごとに記載してください。</p> <p>(1) 保険者から支払いを受ける金額</p> <p>社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会から医療法人等が支払いを受けるべき金額をいいます。社会保険診療報酬の査定損益がある場合には、その通知のあった日の属する事業年度の収入金額に加算又は減算します。</p> <p>(2) 被保険者が負担する一部負担金（家族療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養等に相当する部分を含みます。）</p> <p>(3) 健康保険法等社会保険各法に係る医療費を被保険者（医療費助成対象者を含む。）に代わって市町村等が支払った金額。</p> <p>なお、健康保険法等社会保険各法に基づく医療費でないものを、公費により助成・負担するもの（妊婦、乳児、特定健康診査の委託料等）は、その他の収入金額になります。</p> <p>「社会保険診療に係る収入金額」の各欄で、「社会保険診療に係る収入金額の窓口収入」及び「公費負担分のうち社会保険診療に係る収入金額」は、空欄に別書きしても構いません。</p> <p>※ 介護保険法による保険収入がある場合は、「介護保険法による保険収入に関する明細書（付表2）」を作成し、付表2の①欄の金額を「計算の基礎とする収入金額の計算書（付表1）」の「社会保険診療に係る収入金額」欄の「介護保険法（※付表2①から転記）」に記入してください。</p>
-------------------	--

<p>「その他の収入金額」各欄</p>	<p>当期分の医療保健業の収入金額のうち、社会保険診療に係る収入金額以外の収入金額を各収入科目ごとに記載します。この場合、次の点に留意してください。</p> <p>なお、印字されている項目に当てはまらないものがある場合には、空欄を利用して記載してください。</p> <p>(1) 自由診療等収入</p> <p>労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法、自動車損害賠償補償法その他の法律の規定による診療収入を記載してください。</p> <p>(2) 自費診療収入</p> <p>社会保険診療の対象とならない個人の傷病又はその予防に関する医療の給付について、支払いを受けるべき次に掲げる診療収入を言います。</p> <p>正常妊娠助産報酬、美容整形報酬、歯科医の差額報酬、自動車損害賠償責任保険及びその他の損害保険等の保険金に相当する部分の金額を医療費等として医療法人等が収入した場合も、当該金額については自費診療収入とすること。</p> <p>(3) 健康診断、予防注射等受託医療収入</p> <p>学校又は事業所等との契約に基づいて実施する健康診断及び予防接種等の医療等の給付について支払いを受けるべき収入金額を記載してください。</p> <p>(4) その他の医療収入</p> <p>上記(1)から(3)以外の医療等の給付について支払いを受けるべき収入金額を記載してください。</p> <p>(5) 入院料、ベッド代等差額収入</p> <p>地方税法第 72 条の 23 第 3 項に規定する健康保険法等社会保険各法の規定に基づく医療等の給付に係る入院料及びベッド代の他に、患者から別途、入院料及びベッド代として支払いを受けるべき収入金額を記載してください。</p> <p>(6) 患者、付添人食事代収入</p> <p>地方税法第 72 条の 23 第 3 項に規定する健康保険法等社会保険各法の規定に基づく医療等の給付に係る食事代の他に、患者又は付添人等から別途、食事代として支払いを受けるべき収入金額を記載してください。</p>
---------------------	---

	<p>(7) 健康診断等証明収入</p> <p>健康診断書等の証明書交付による収入金額を記載してください。</p> <p>(8) 生産品等販売収入</p> <p>作業療法等を通じて生産した農産物等の生産品を販売すること又は物品等の加工若しくは修理を請け負うことにより支払いを受けるべき収入金額を記載してください。</p> <p>(9) 受託技工、検査料収入</p> <p>歯科技工の受託等、人間ドックによる検査等及び医療保健設備又は機械を他の医療機関に利用させた場合等の収入金額を記載してください。</p> <p>(10) 嘱託収入</p> <p>学校又は事業所等の嘱託医としての業務により生ずる受託医療収入以外の収入金額を記載してください。</p> <p>(11) 利子等及び配当等収入</p> <p>支払いを受けるべき所得税法第 174 条第 1 号から第 8 号までに規定する利子等の額を記載してください。この場合、法人税法第 23 条の規定により益金に算入されない部分は含まれません。</p> <p>(12) 電話、電気、ガス又は寝具等使用料収入</p> <p>患者の便宜に資するための電話、電気、ガス、寝具その他設備器具の使用料として支払いを受けるべき収入金額を記載してください。</p> <p>(13) 不用品売却収入</p> <p>医療廃棄物、古紙等の不用品の売却により支払いを受けるべき収入金額を記載してください。</p> <p>(14) その他の附随収入</p> <p>医療保健業に付随して生じる収入で、上記以外の収入金額を記載してください。</p> <p>(15) その他の事業の収入金額</p> <p>付表(ウ)の欄は、その他の事業が医療保健業に比して社会通念上独立した事業部門と認められない軽微なもので、医療保健業の附帯事業として発生する収入金額を記載してください。</p>
--	---

4 その他の収入に含まない収入金額

受取配当等	受取配当等のうち、法人税法第23条（受取配当等の益金不算入）の規定により益金に算入されない金額
経費の戻入等	<p>原則として、経費の戻入として認定できるものは、経費の支出先から直接受け入れた収入に限ります。</p> <p>(1) 各種引当金及び準備金の益金算入額等経費の戻入に相当する収入</p> <p>(2) 一度経費として支出された後、当該経費が過大であるため払い戻されたことによる収入 (例1) 租税の還付金（還付加算金はその他の収入に含めます。） (例2) 償却資産の売却益（ただし、取得価額を超えた部分は、その他の収入に含めます。）</p> <p>(3) 従業員の福利厚生としての経費にあてるため従業員から徴収している収入 (例1) 従業員の社宅・寮等の使用料収入及び食事代収入 (例2) 従業員のために設けた保育施設の利用料金</p>
消費税 (地方消費税含む)	計上した収入金額に消費税が含まれる場合は、その消費税額（ただし、課税事業者に限ります。）。この場合、 消費税申告書（写し） を添付してください。
益金に計上した消費税の額 ^②	<p>還付された消費税額は、その他の収入に含みません。</p> <p>^②税抜き経理方式で、仮受消費税から仮払消費税を差し引いた金額より簡易課税制度を適用した場合の消費税の額が少ない場合には、その差額は益金に算入されますが、この場合の益金に算入した金額は、その他の収入に含めます。</p>
その他	<p>「その他の収入金額に含めるもの」及び「その他の収入金額に含めないもの」については、8～9ページの取扱一覧表を参照してください。</p> <p>保険金……（注4）（注5）を参照してください。</p> <p>補助金等…（注6）（注7）を参照してください。</p>

5 計算の基礎とする収入金額の計算書（付表1）記載上の留意点「取扱一覧表」

収入科目	社会保険診療に係る収入	その他の収入に含む	その他の収入に含まない	別計算
社会保険診療に係る収入	○			
介護保険収入	○（注1）	○（注2）		
生活保護法に規定する介護扶助に係る収入	○（注1）	○（注2）		
窓口現金収入	○ （社会保険分）	○ （社会保険分以外）		
家族療養費	○（注3）			
公費負担分	○ （社会保険分）	○ （社会保険分以外）		
保険等査定増減	○ （社会保険分）	○ （社会保険分以外）		
労働者災害補償保険法の医療収入		○		
自動車損害賠償責任保険の医療収入		○		
公害診療収入	○ （非公害医療機関分）	○ （公害医療機関分）		
自費診療収入		○		
健康診断・受託医療収入		○		
医療相談収入		○		
健康診断等証明収入		○		
受託技工、検査料等収入		○		
嘱託収入		○		
事務取扱手数料		○		
予防接種補助金・委託料		○		
救急医療協力金		○		
救急診療委託料		○		
休日準夜診療委託料		○		
各種（旅行・忘年会）協賛金		○		
各種祝金・協力金等		○		
入院料、ベッド代差額収入		○		
電話、電気、ガス、テレビ 寝具等使用料収入		○		
施設等利用料		○		
付添人食事代収入		○		
自動販売機収入		○		
歯ブラシ・おむつ等販売収入		○		
役員車両使用料等収入		○		

収入科目	社会保険診療に係る収入	その他の収入に含む	その他の収入に含まない	別計算
印紙等販売収入		○	○ (販売差益の生じないもの)	
役員・従業員給食収入			○	
役員・従業員保育料収入			○	
販売手数料		○		
社宅・寮収入		○ (役員への貸与分)	○ (従業員使用分)	
看護学院収入		○ (区分経理できないもの)		○
不用品等売却収入		○		
生産品等販売収入		○		
その他の事業に係る所得		○ (軽微なもの)		○
仕入値引			○	
企業年金払戻金			○	
債務免除益			○	
現金過不足			○	
贈与・寄付金・受贈益等		○ (軽微なもの)		○
生命保険金・損害保険金		○	○(注4) (支払相当額と相殺されたもの) (圧縮損等により収益に反映しないもの)	
保険解約・満期返戻金		○(注5)	○(注5)	
保険等の配当金		○(注5)		
受取利息配当金		○		
有価証券売却益		○		○ (事業と認められるもの)
償却資産売却収入		○ (取得価額を超える部分)	○	
各種補助金・助成金		○(注6)	○(注7)	
各種引当金及び準備金の益金 算入額			○	
国税及び地方税に係る還付金、 充当金及び過誤納金			○	
還付加算金		○		
前期損益修正益		○(注8)	○ (損金の過大計上)	

(注1) 介護保険収入及び生活保護法に規定する介護扶助に係る収入のうち、社会保険分の医療収入は地方税法第72条の23第3項第2号及び第4号により限定されています。(①訪問看護②訪問リハビリテーション③居宅療養管理指導④通所リハビリテーション⑤短期入所療養介護⑥介護保健施設サービス⑦指定介護療養施設サービス⑧介護予防訪問看護⑨介護予防訪問リハビリテーション⑩介護予防居宅療養管理指導⑪介護予防通所リハビリテーション⑫介護予防短期入所療養介護)に係る収入に限ります。

(注2) その他の収入に含むもの(訪問介護、主治医意見書作成料)等、(注1)に掲げるサービス以外の収入。(注1)(注2)の区分については、11ページの「6 介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分」を参照してください。

(注3) 保険外併用療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費も同様の扱いです。

(注4) 「支払相当額と相殺されたもの」とは、例えば損害保険又は生命保険の保険金のうち事故当事者等又は当該親族等へ支払った額をいい、

「圧縮損等により収益反映しないもの」とは、法人税法等の規定により損金算入が認められる収入金額をいいます。また、損害保険金及び物的な損害の賠償金が、補修費用等実費相当額を超える金額、休業補償・所得補償等の保険金は、その他の収入に含まれます。

(注5) 12ページの「7 医療法人等に係る所得金額計算の留意事項」を参照してください。

(注6) 医療保健業に対する業務の対価として支払われる委託料、協力金、手当などの内容であるものは、その他の収入に含めてください。

(注7) 法人税の所得の算定上、損金算入が認められる補助金等及び国・地方公共団体及びこれらに準ずる公的機関から収入した施設設備に対する助成金、雇用に対する補助金、借入に対する助成金、臨床研修費等補助金などは、その他の収入に含めないでください。

また、その他事業の収入金額を医療保険業の所得金額に含めて計算する場合の各種助成金・補助金についても、(注6)(注7)により取扱ってください。

(注8) 法人税法施行規則別表4(所得の金額の計算に関する明細書)において減算していない益金の計上もれについては、その他の収入に含めます。

6 介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分

	サービスの種類	介護給付費等支払決定額内訳書の印字	計上区分		
			社会保険診療に係る収入	その他の収入	
指定居宅サービス 指定介護予防サービス	訪問介護 (ホームヘルプ)	訪問介護		○	
	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	訪問入浴介護 予防訪問入浴介護		○	
	訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護 予防訪問看護	○		
	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	訪問リハビリ 予防訪問リハビリ	○		
	通所介護 (デイサービス)	通所介護		○	
	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション (デイケア)	通所リハビリ 予防通所リハビリ	○ (注)	○ (注)	
	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	福祉用具貸与 予防福祉用具貸与		○	
	短期入所	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	短期入所生活介護 予防短期入所生活介護		○
		短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	短期入所老健施設 予防短期入所老健施設	○ (注)	○ (注)
		短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護療養型医療施設等)	短期入所医療施設 予防短期入所医療施設	○ (注)	○ (注)
		居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導 予防居宅療養管理指導	○	
		特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	特定施設生活介護 予防特定施設生活介護		○
	指定居宅介護支援 指定介護予防支援	居宅介護支援 介護予防支援	居宅介護支援 介護予防支援		○
指定施設サービス等	介護福祉施設サービス (特別養護老人ホーム)	介護福祉施設		○	
	介護保健施設サービス (老人保健施設)	介護保健施設	○ (注)	○ (注)	
	介護療養施設サービス (療養病床等)	介護医療施設	○ (注)	○ (注)	
地域密着型サービス 地域密着型介護予防サービス	認知症対応型共同生活介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 小規模多機能型居宅介護 ほか	種々		○	

(注) 1 平成 17 年 10 月より全額自己負担となった居住費・食費(食材料費と調理費)・滞在費は「その他の収入」です。また、利用者の負担軽減のために介護保険から支給される「特定入所者介護サービス費」・「特定入所者支援サービス費」も「その他の収入」です。
2 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、平成 27 年 4 月から段階的に「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行しており、「介護予防・日常生活支援総合事業」に係る収入は「その他の収入」です。

7 医療法人等に係る所得金額計算の留意事項

医療法人等の所得金額を計算するにあたって、次のことに留意してください。

1 保険について

(1) 保険契約に係る契約者配当金について、保険会社から契約者配当金を受け取った場合は、次のとおり取り扱います。

① 掛け捨て型保険の場合…経費の戻入として、**その他の収入**に含めません。

※「医療法人等に係る所得金額の計算書」の計算から除外してください。

② 積立型保険の場合…医療保健業におけるその他の収入に含めます。

【理由】

契約者配当金は保険料の過払い分の払い戻しと見ることができるため、原則として**その他の収入に含めません**。しかし、積立型の保険の場合は、預貯金と同様の性格を持っており、契約者配当金は利子の性格を持つものと考えられるため、医療保健業における**その他の収入に含めます**。

(2) 保険契約に係る満期返戻金について、保険会社から満期返戻金を受け取った場合は、次のとおり取り扱います。医療保健業におけるその他の収入に含めます。(保険積立金を超える部分)

【理由】

満期返戻金のうち保険積立金を超える部分については、利息相当部分であるため、医療保健業におけるその他の収入に含めます。また、満期返戻金に契約者配当金をプラスして支払われる場合は、この配当金についても医療保健業におけるその他の収入**に含めます**。

(3) 保険契約に係る解約返戻金について、保険会社から解約返戻金を受け取った場合は、次のとおり取り扱います。

① 掛け捨て型保険の場合…経費の戻入として、**その他の収入**に含めません。

※「医療法人等に係る所得金額の計算書」の計算から除外してください。

② 積立型保険の場合…医療保健業におけるその他の収入に含めます。(保険積立金を超える部分)

【理由】

解約返戻金は、過払い分の返戻金であるため、医療保健業におけるその他の収入**に含めません**。ただし、積立型で受け取った解約返戻金が保険積立金として資産計上した支払保険料を超えている場合は、その差額を医療保健業におけるその他の収入**に含めます**。

また、いずれの場合も契約者配当金が含まれている場合は、その部分については医療保健業におけるその他の収入**に含めます**。

2 消費税について

消費税の課税事業者で、税込み経理を採用している場合、その他の収入金額に消費税が含まれている場合があります。消費税はその他の収入金額に含めないため、その他の収入金額に含めなかった消費税の額が分かるような書類(消費税の申告書(写し)等)を添付して下さい。